

令和4年度第2回八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会会議録

日 時 令和5年2月2日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後2時50分

場 所 八戸市庁本館3階 議会第1委員会室

出席委員 間山専門分科会長、小川副専門分科会長、小笠原委員、澤口委員、工藤委員、
東山委員、川村委員、高橋委員

欠席委員 小沢委員、深澤委員、阿達委員、前田委員

事務局 池田福祉部長兼福祉事務所長、工藤福祉部次長兼障がい福祉課長、中村副参事
(障がい福祉グループリーダー)、町井副参事(自立支援グループリーダー)、藤
丸主幹、二本柳主幹

- 次 第
- 1 開会
 - 2 専門分科会長あいさつ
 - 3 議事
 - ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況について
 - ・ 障がい者福祉専門審査部会での決議事項について
 - ・ 医療的ケア児支援について
 - ・ 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
 - 4 閉会

司会 本日は、御多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。
す。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。資料は、本日
お配りいたしました、出席者名簿、席図と、先日郵送いたしました、次第、
資料1から資料4まで、の以上でございます。

不足はございませんでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第2回八
戸市健康福祉審議会 障がい者福祉専門分科会を開会いたします。

本日は、小沢委員、深澤委員、阿達委員、前田委員が所用のため欠席さ
れております。

本日は8名の出席で、委員の半数以上の出席でありますので、八戸市健
康福祉審議会規則第4条第2項及び第5条第11項の規定によりまして、
会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

はじめに、間山専門分科会長から御挨拶をいただきます。

間山専門分科会長よろしくお願いたします。

間山専門
分科会長

それでは、ひと言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、新たな障がい者福祉専門分科会メンバーとしては初めての参集となりますが、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから3年が経過しましたが、今年5月には「5類」に引き下げということで、今までのあたりまえの生活が戻ってくればいいなと願っております。

さて、本日は事前にご案内しております4つの案件についてご審議いただく予定となっております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますのでご協力よろしく申し上げます。

司会

ありがとうございました。それでは会議に入ります。

会議は、当審議会規則第4条第1項及び第5条第11項の規定により、専門分科会長が議長となる、とされておりますので、間山専門分科会長に議事の進行をお願いいたします。

間山専門
分科会長

それでは、次第に従い、議事を進めて参ります。

初めに、「(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の実施状況について」事務局から説明をお願いします。なお、本日は実施事業所の「あっとはうす」様にも出席いただいておりますので、具体的な内容については、「あっとはうす」様からご説明をお願いします。

池田部長

議事の説明に入ります前に、事務局の職員を紹介させていただきます。

<事務局職員紹介>

間山専門
分科会長

それでは改めまして事務局から説明をお願いいたします。

町井副参事

<資料1により説明>

あっとはうす

<資料1別紙により説明>

間山専門
分科会長

ただいまの説明について、御質問・御意見はありませんか。

川村委員

私は見に行ったことがあってですね。

どうなんでしょうか光熱費とか、あっとはうすさんではエレベーターを使っているとだとか、あとリフトのお風呂とか、まず個々に応じた感じでい

ろいろ食事の時間も書いてたりとかしてたと思うんですけど、あそこオール電化ではないですか。

あっとはうす オール電化ではないです。

川村委員 ただどうしても何かいろいろ大変なんじゃないかなと思ってましたけど、何か補助金が市からかどこからかおりて、前年度に比べてひどいとか、4月からまた上がることに對して、運営上何か大変ですよみたいなことがあったら、今ここで言ったほうがいいんじゃないでしょうか。

あっとはうす ありがとうございます。光熱費に関しましては、やはり前年に比べて利用者さんの負担額というものがだいぶ大きくなってきています。

うちの利用者さんたち全員で一応は光熱費の合計金額を割って、不足分を請求させていただく形プラス一応職員も生活をしているわけではないんですけど、事業を行っているということで職員を一応1名分として換算して計算をしているんですが、やはり利用者さんたちから毎年、年々ちょっと負担額の方が厳しいなっていうお話は出ています。

入居にあたって、家賃助成という形で1万円は助成していただいているんですけど、共益費および光熱費に関しては、特段何かっていうことはないもので、やはりその部分の利用者さんたちがある程度切り詰めた生活をしている現状はありますので、何かあれば利用者さんたちも助かるかなっていうところはあると思います。

あとコロナになりまして、事業所の方でも感染した方が出たりはしていたんですが、その件に関しましては市の方からもプラスチックグローブであったりとか、消毒液とかの助成をいただいていたので感染クラスターにならずに過ごすことができていたのでそれはとても助かっております。

町井副参事 今、物価高騰によるということでお話がございましたが、少しご紹介させていただきます。

物価高騰による新型コロナウイルスの感染症の長期化によるエネルギーや食料品等の価格高騰を受けている障害福祉サービス事業所に対して市から支援金を給付してございます。

それによって事業所等の負担を軽減して安定した事業運営の方に資するということを目的として、昨年の11月に事業としてですね、予算を要求しまして、入所の事業所に対しては定員×単価1万円、通所系は定員×三千元、訪問系は平均利用者数×千円という形でですね、各事業所の方に物価高騰対策支援金としてですね、今ご案内申し上げているところです。

法人単位の申請としておりまして、約100法人に対してですね、全部で2,000万円ぐらいの予算を確保して実施しておりまして、今月15日までの期限で申請をお願いしてございます。

本日現在で、まだ 20%程度の支払いがございませぬけれども、申し込み自体は大体半分きておまして、それを少しでも光熱費等に充てていただきたいと思ってやってございませぬ。

なお、県でも同じような内容で事業を実施してございまして、単価の設定とかは若干違ふかもしれませぬけれども、県もほぼ同様の額で支援を行ってございませぬ。

川村委員 県の方の補助金に関しては、前年度の同じ時期の光熱費と比較してとか、そういうのではなかつたか。必ず今おっしゃったような利用人数かける幾らってというような感じではなかつたか。

町井副参事 はい。県はですな、障害福祉事業所だけじゃなくて、医療機関とかですな、確か 2,000 ヶ所ぐらい（実際は約 8,100 ヶ所）に対して、事業自体を外部に委託して実施しておます。

県の考え方は、前年の実績とかではなくて、もうそこを細かくやっていると大変なので、事業所の種別ごとに支給金額を設定しており、先ほど市の支援金でお話したように、入所系は定員 30 人以上であれば定員×1万円とか設定しておます。

川村委員 それはいつまで続くのか。いつまでいただけるのか。

町井副参事 申請は 1 回です。

川村委員 施設へ入所していて年金しか収入がない方たちとか重度の方って言うふうになるとそうなると思ひませぬけれども、それ以外に保護者も一応元氣なうちに出したりとかもしますが、それに伴ってですな、例えばレクリエーションとかね、そういうようなことをどの家でも多分切り詰めるんですけどその障がい者の余暇というのがそもそも切り詰められてるみたいな中、さらに切り詰めていたりとか、例えば食事を外注してるとか自分たちで作ってるとかかっていうようなところとかも大変だし、まず自分たちで作ってるところは大変で、例えばお楽しみみたいなのでホットケーキみたいなのに、例えばコロナで外行けないからホットケーキみたいなのを焼いてそこにクリームとかつけたりするだけ自分たちでやってやりましょって言うても今そういうの盛んに、じゃあ餅つこうかというのに詰まるみたいな、そういうことになって生きていく分にはその補助とかで多分大丈夫なんだろうと思ひませぬけどやっぱり楽しみとか余暇とか今までやってきたことをですな、テレビ見るのもこの時間でやめなさいとか光熱費のこととか家の音とかいいんですけど障害の方たちにやっぱりちょっと不自由って言うかな、今までとちょっと違ふって言うのを、だいぶ外出とかコロナ、あつとはうすさんでは親御さん来てもいいって言うてるけど、ほ

とんどの入所施設は3年間ほとんど交流なくですねオンラインとかできなければもう全くどんなふうになってるんだろうというような状態を私の団体にも言ってきます。

今年あたり少しずついいのかはどうかわかりませんが、そんな中で楽しいし、そういう人たちがその年末年始に少し楽しいことをやっているよみたいな写真いただきましたけれども、そういうのにちょっと普段よりもお金がかかったりしてですね、それ実費で私達請求されてもちろん私も家にいたらそういうのを食べさせたらお金を払うのだからって言って払いましたけど、払えない親御さんもやっぱりいたりするので差のないように等分しましたって言われましたけれども、そこら辺のところも生きてるだけじゃないんだよっていうことを皆さんにどうぞお伝えください。

間山専門
分科会長 はい、ありがとうございます。他にご質問ご意見とかございますでしょうか。

澤口委員 ここに一番下のところにエレベーターの設置というところがありますね。このエレベーターの管理についてどういうふうにしてらっしゃいますか。例えば、利用者の方が自由にボタンを押したら上下できるのか、それとも必ず職員が同行するのか、その辺まず一つ教えてください。

あっとはうす エレベーターについては、利用者さんたちは自由に使えるようになっております。年2回業者さんの方に点検に入っていて、動作確認していただいている状況にあります。

エレベーターの管理費等に関しましては、全部事業所の方で負担をさせていただいております。

澤口委員 全員が自由に使えるってことですね。

あと一つ、ちょっとこれも私もわからないだけのことなんだろうと思うんだけど、行政機関による指導監査のところに重要事項説明書の交付ってというのが書いてますね。これは入所系の施設であれば当然必須ですよとか、やらなきゃいけない、これがされてなかったってことなのか、それとも一部の利用者の方のご家族だけが締結されてなかったのか。

あっとはうす 日中サービス支援型に変更になったのはですね、平成30年6月1日から変更になって、それ以前は介護包括サービス型で運営の方をさせていただいていたので、同じ契約書をそのまま使っていて、名称変更になった際に再度その契約内容確認をさせていただいて、サインをいただくっていうのをちょっとしていなかったもので、その分を指摘された形になります。

小川委員 活動状況のところでも少しちょっとわからなかったのでお知らせいただ

ければと思うんですが、地域住民の方と交流を持つっていうのは当たり前のことであるというふうに規定上はなっていると思うんですが、基本的にどういうふうなのを地域の方と交流を持っていこうというふうにお考えになられていてそれが中止になったのかちょっとお伺いしたいなと思いました。

あっとはうす はい。設置している地域には公園が何件かありまして、そこで夏にお祭りをされたりとか、あとは清掃活動とかを実施してそちらの方に参加させていただいたんですけれども、今現在は業者の方でやる形で清掃活動も今やっていない状況で、お祭りの方もちょっと中止っていうことで何年かはもう開催されていない状況にあって今ちょっと地域の方との関わりがない状況になっています。

小川委員 そういった場合にですね、どなたとコンタクトを取られて実施というか活動まで繋げられるものなんですか。

あっとはうす お祭り自体に関しては、神社が主催していただいているので神社の神主さんとかと連絡ちょっとさせていただいて、あと清掃活動に関しては地域の掲示板の方に掲示があるのでそちらの方を確認させていただいて参加させていただいております。

小川委員 ありがとうございます。実は私この辺の地域に住んでおりまして、なかなか確かに地域活動というのがやられていない、行われていないという現実には承知していたんです。ただやはりですね、大きなイベントではなくって、できれば小さなものというかその関わり方をですね少し検討していただくといいのかなというふうに思いましてご質問させていただいたんですが、やはり大々的なものになりますとなかなか入りづらいといえますか、何人かで、例えばその中でもしご家族の方はおいでいただけるような状況であれば、今まだ冬なのであれですけれども、前の方にちょっと空き地がございましたよね。そこでバーベキューとかおやりになるんですよね。そういうときに地域の方も隣近所の方を少しお声がけいただくような活動とかですね、何かしらのでっかいものだと関わりがちょっと繋がりにくいなっていうふうに思ったのでそういうのもちょっと取り入れて地域の方にもっともっと存在をですね、お知らせいただいたりとかコミュニケーションをとっていけるといいのかなというふうに考えましたのでよろしくをお願いします。

間山専門
分科会長 その他に、皆さんご質問等はございますか。

委員 <意見なし>

間山専門
分科会長 ないようであれば、事務局からも説明がありましたとおり、実施状況につきましては当専門分科会として評価をすることになっておりますので、基本的に了承することによってよろしいでしょうか。

委員 <異議なし>

間山専門
分科会長 ありがとうございます。議事（１）が終了いたしましたので、ここで「あつとはうす」様は退席となります。お疲れ様でした。

<あつとはうす 退席>

間山専門
分科会長 次に、「（２）障がい者福祉専門審査部会での決議事項について」事務局から説明をお願いします。

中村副参事 <資料２により説明>

間山専門
分科会長 ありがとうございます。薬局が二つ新たに増えたということで、ただいまの説明について、御質問・御意見はありませんか。

委員 <意見なし>

間山専門
分科会長 他にないようですので、「（２）障がい者福祉専門審査部会での決議事項について」はご了承いただいたものとして取り計らいます。
次に、「（３）医療的ケア児支援について」、事務局から説明をお願いします。

町井副参事 <資料３により説明>

間山専門
分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について御質問・御意見はありませんか。

川村委員 だいぶ古い調査で９月に出来ますっていうことですが、27名八戸にいますっていうことで、この令和元年度3歳年取ったということになりますよね。

川村委員 27名は在宅の方ということでよいか。

町井副参事 はい、27人は在宅の方です。

川村委員

これ以外の方たちは入所だとか入院しているということですね。これ 27 人っていうとすごく少ないみたいな感じに多分皆さん思われるかもしれませんが、在宅で 27 名ということですね。

令和 4 年 9 月の人数がこれからわかると言いましたけど、そのケア児さんたちの年齢とか、ケアって言っても様々ですから、どの程度の方達なのかというのはわかるようになっているんですか。人数をどうやって把握しているんですか。

町井副参事

県のほうから県内の各地域に照会をかけるんですけれども、役所に対しての照会と特別支援学校に対しての照会、あと医療機関とかに対しての照会を合わせて八戸圏域で何人という数字を出すようになってございます。

八戸市に照会がきた場合は、障がい福祉課とすすく親子健康課、資料別紙 3 の在宅生活支援、その中の「行政 地域の保健師等」の箇所でございますが、この保健師の方々が医療的ケア児だけには限らないんですけれどもそういうケア児も含めた人数を把握しております。

その他、社会生活支援の中の「保育園等」のところに医療的ケア児保育支援事業がございまして、こちらは同じ福祉部内のこども未来課というところで、ここはもう保育園等に看護師を派遣するという事業でございましてけれども、ここでも保育園にケア児が何人いるかっていうのを把握しております。

その他、社会生活支援の下になりますけれども、小・中・高等学校、特別支援学校の中に「医療的ケアのための看護師配置」というのがあり、こちらは既にもう数年前から実施してございまして、これは教育委員会のこども支援センターというところでやってございます。確か小学校 2 校と中学校に 1 校、既に看護師さんを派遣しております

ですので、教育委員会のこども支援センターの方にも照会をかけて、ここは 3 名なんですけれども、あとは障がい福祉課として、障害福祉サービスを利用している児童は把握できてますので、複数の部署で把握している方もいますが、それら 4 つの部署の集計をして障がい福祉課でまとめて県に報告してるという状況でございまして。

令和 4 年 9 月現在のケア児数については、もう近々もう公表されるかと思うんですけども、八戸市で把握している部分については 47 名程度いるという集計結果が出ています。

その 47 名につきましては、もちろん個人情報、住所や生年月日、どこの病院に通っているとか、どういうサービスを利用しているとか、今現在どういう状況なのかっていうのがわかります。

その他、医療的ケアの種類っていうのがございまして、今回多いのがインスリンの自己注射で、これらの方々も定義上は医療的ケア児ですので、人数としてはカウントしております。

ただ、ご承知の通り、自己注射ですと自分でできるので支援が必要ない

という方もいらっしゃるかとは思いますが、一応八戸市としては、大体約50名程度かなと推計しております。

川村委員

今のお話聞いただけでも、普通何もこれ知らない方が医療的ケア児って聞いて、やはり人工呼吸器、喀痰吸引で出てくるものだから皆さんテレビとかに映るような、ベッドに寝てて、胃ろうとかに繋がってるとかいうような方を一番最初に思い浮かべると思うんですね。

そういう人たちはお母さんとかお父さんにもくっつきっぱなしで、夜も寝れないんじゃないの、大変じゃないですかっていうような感じだと思うんです。

そういう人たちが家にいたら介護してる高齢者を介護してるのと同じようにどこにも行けない、この人たちの教育はどうなるんだとかそれから子供から大人になっていく状態の体も大きくなっていったときのいろんなお金がかかるんだよみたいのところ、コロナのときもガーゼがなくなるとかって、マスクがないからガーゼがこういう人たちから奪われていくとか製綿とかみたいなアルコール綿とかもアルコール綿なくて大変だったとか、まずその医療的ケア児のイメージっていうと変ですけど、すごい寝てるとか、ご飯食べさせられてるみたいなのと、今おっしゃったインシュリンの自己注射とか、今ですね、薬がですね、結構自己注射になってきています。

本当にこんなのに注射してたっていうイメージかもしれないけれども、アレルギーのアナフィラキシーショックのときのエピペンのような状態で本人が注射しているので腹部だとかそういうところにパチってこんな感じでカチッて注射したりするんです。あるいは慢性頭痛みたいな方達はやはり高いですけど自己注射をしています。

それ以外にもアレルギーも今新しく注射が出てきてですね、なってからの注射じゃなくて、その人自身への医療がもうどんどんそういうふうに変わっていったるんですよ。だから、どこまでをこの医療的ケア児で言うかっていうと、人工呼吸器つけている、例えば喉に穴あけて気管切開して、ひっきりなしに痰を吸わないと何かが起きるんだよっていう人と、元気だけど時間おきにインシュリンをしてる人との差っていうんですか、そのところをもうちょっと明確にしていきたいのと、学校にインシュリンの注射してる人って通ってますか。

看護配置っていうんですけど痰を吸引したりとか、人工呼吸器の管理みたいなことを簡素化して外出するようなのは付けるんですけど、導尿とかそういうのに関してはなかなか養護教諭ができないとか学校の先生だとできないとかいろんな仕組みもあって研修してちょっとできるようになったりとかですけど看護婦が必要だってなるんですけど、そのインシュリン自己注射に関しては、その人一生やっていくわけで何て言うんですかね、そこに看護婦とか、それこそさっき近年の医療技術の向上というところ

ろに繋がるんですが、これからもきっと変わっているんですよ。この助かりましたっていう命だけじゃなくって、今まで治せなくて薬を山のように飲んだりとかしてたような人たちが注射1本で治っていくとかっていうような時代、あるいは塗り薬になるかもしれません。そういったのに対応できる、果たして対応できるのか、こう言っているとすごく人数増えてきますよ。

なので、医療的ケア児コーディネーターは、資料ではこのように連携することになってますけど、そこのところをもうちょっと皆さん頭を切り替えてですね、多分みんなそう思いませんでしたか。テレビとかでも、インスリン打っているケア児とか出るテレビはないですよ、大抵寝てるみたいな。だからそこところの私達の障がいの啓発とかも身体障害者の方とか高齢者の疑似体験みたいなものがあるように、医療的ケア児のイメージみたいなのがすごくついているので、そこところをもうちょっと今多分ね、この人たち私のところにもちょっとたまに来るんですけど親が啓発のところには来れないんですよ。それこそ、なので、この方たちがそして人数の少ないでしょうから47人いるって言っても少ないですよ、その中で精いっぱいやっているこの方たちをもうちょっとピックアップするというか個人情報とかを出せていうんじゃないかって、こういう人たちも医療的ケアなんだよって言うようなことを、そしてあのちっちゃいときから注射してるので学校に来た場合にトイレでしてたりとかですね、うん、やっぱりそれを言いたくないとか、ただそれだけのことですよ、給食の前にお腹に注射をするだけなんだけど、やはり隠れてしてるとか本当しているところにはられたくないとかやっぱりそうなんじゃないですか例えば女性であれば生理のときに思いっきり見られてるみたいなことですから、それを知られたくない子供たちの精神的なところとかそういう面とかですね、ちゃんと把握して、このコーディネーターみたいな人をお願いしますみたいなそんなうまくいくのかなと思ってます。

みんなが特別支援学校に行くわけじゃないので、ないんだろうなというなと思ってるので、年齢が進んでいくと例えば一番最初はそんなに生まれて小学校に入るぐらいはそう何でもないけど、どんどん医療的なケアが進んでいくと思いますね、病気が進行するという形で、それと途中から特別支援学校に行ったりとかいろいろその場その場で考えていかなければならない子どもたちなのでどんな子どもも地域の宝ということですのでお願いしたいと思ってました。

あと一つはですね、障がい児じゃない人たち、18歳までと資料にありますけど、20歳とかになるとそういう人たちはどうなりますか。

町井副参事

まず法律上は、対象が医療的ケア児となっていますので、その後につきましては把握していませんが、それぞれ、障がい福祉サービスの利用や医療機関等での受診とかされているかと思います。なお、障がい福祉サービ

スでは医療的ケア加算というのもありますので、そういった方々を受け入れてる事業所もあります。

川村委員 そうすると、養護学校でうみねこ学園と同じように、二十歳になったら次のところへ行くというようなのも同じような感じということでしょうか。

町井副参事 そのように考えていただいてよろしいかと思えます。

川村委員 わかりました。

間山専門
分科会長 その他ご意見はございますでしょうか。

委員 <意見なし>

間山専門
分科会長 よろしければ、この医療的ケア児支援についてはご了承いただいたものとして取り計らってよろしいでしょうか

委員 <異議なし>

間山専門
分科会長 では次に、「(4) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

町井副参事 <資料4>により説明

間山専門
分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御質問・御意見等はございますでしょうか。

川村委員 まず、障がい児がブザーを押せるのか、この練習をするとか訓練をしないとできないと思うので、それをしない限りはブザーはただついているだけじゃないかと思えますけど。

工藤次長 資料③に記載しているブザーはですね、バスの運転手が目的地に到達してエンジンを切った時、バスの車内を確認してくださいというアナウンスが流れるという装置です。その時にバスの運転手が車内を確認した上で、運転手はブザーをそのアナウンスを止めるとかっていうもので、それを怠った場合は15分くらい経ったら車外に向けて警報を発するという手動式のものが一つあります。

あとはセンサーですね、エンジンを止めてから 15 分ぐらい経ってセンサーが動いているものを感知して車外に警報を発するという、この 2 種類のタイプがあります。ですので、基本的には子どもがブザーを押すとかそういうのはないです。

なお、これについては 1 年間の設置の経過措置はありますけれども、今年の夏また熱中症で子どもが亡くなるということ为了避免のため、国とすれば 6 月中ぐらいまでの設置を推奨しています。

川村委員 何かが起きれば法律ができるんですね。

工藤次長 基本的には、運転手さんが降車の際に車内に忘れ物がないかしっかり確認をしさえすればそういった事故はなくなるんですが、そういう基本的なことを怠ってることよっての事故だと個人的には認識してるんで、そこはもう機械に頼るしかないのかなと思います。

あとは資料②で訓練とか研修というのもありますけれども、そういったことに頼っていくしかないのかなっていうふうな認識を持っています。

川村委員 私も養護学校のバスだとかそういう療育施設のバスにも一緒に乗ったことが何度もあります。普通の幼稚園とか保育園でも起きるんだと思うんですけど、まず障害に関してはですね、ずっと座ってなかったりとか、もう本当に先生も同乗して頑張ってるんだけど、その席に何か座っちゃいけないみたいな人もいたり、あとは子どもたちのその状態に合わせて運転者側に近くに乘せてたりとか、後ろの方に乘せてたりその子どもとその子どもの前ですか、相性が悪いんでこんな子どもをやっつけるからそこにねとかみたいなさごく毎回ご苦労なさってるのもわかるしそうするとやはり運転手さんの研修って言うてもなかなか結構高齢の方だったりとか、あと養護学校も三八五のバスの運転手さんが外注で入ってるような形なので先生が見てるんじゃないので、その子どもの顔とか様子とかわからない方達が乗っているんで、相当これちゃんとやらないと、普通の子どももそうだけどあの下にもぐったりとかするんですよ、本当にそうなんです。だからやはりこのところは絶対事故が起きないようにしていただきたいなと思います。

間山専門分科会長 これ今おっしゃったように何か委託してるところがある。そういうときは法人で設置しなくても、委託を受けたところが装備するのかどうかというところは少し思ったんです

町井副参事 バスの安全措置、これに関しましては国の補助がございましてですね、こちら八戸市では令和 5 年度の当初予算要求でですね、その必要台数分を要求しているところでございます。

事前の調査では、対象は児童発達支援事業所、あとは放課後等デイサービスにですね、送迎車両をどれぐらい所有してますかっていう照会を昨年の9月にさせていただいたところ大体80台から100台ぐらい、ただし、保育園とか幼稚園と違ってバスっていうのはほとんどなく2ヶ所ぐらいですね、それ以外はほとんどワゴン車、あるいは普通自動車なんですね。よって、バスだとバスへの安全措置だとももちろんイメージされると思うんですけども、ワゴン車とかにもそういうつけなきゃならないっていうふうになってございまして、国の基準がですね、条件がございまして、2列シートだという運転手が見えるからいらないのですが、3列シートの一番後ろがね見えないので3列目をちゃんと壁で仕切って子供は行き来できないようになっていけばいいけど、そうでない場合はもう必ずつけてくださいということになってございます。

ですので、先ほど言いました80何台のうちほとんど9割ぐらいはですね、障がいの場合はそういうワゴン車になっております。なお、正確な数字じゃないですが保育園とか幼稚園は20台とか30台くらいと少ないんですね、

基本は保育園とかは親御さんが送迎しますし、幼稚園とかもバスが多いですね。来年度当初で予算要求しましたけど、ただそれも一応ちゃんと国が予算をつけていただければというところが前提なんですけど、国が結局その装置を製造してる会社、ちゃんとガイドラインに沿った装置をつけなければいけないっていうことになって、それを作っている事業者を公表したのはつい2ヶ月前なんです。

それをちゃんとガイドラインに合ってる安全基準を満たしているものをつけてくださいとって装置の一覧を出したのがつい数日前ですね、全国の自治体を対象に1月6日に説明会があったんですけども、各自治体がですね、予算取りをするためにいつそのリストを公表するのか、いつ国の決定がおりののかと質問したところ、国は2月とか3月とか言ってるんですよ。2月とか3月にそれを出してそれを買って設置までを終わるのを今年度いっぱいできれば今年度予算でいいですよって言ってですね、多くの自治体からそれは大変厳しいという意見がありました。

よって、八戸市でも今年度中の実施は厳しいのかなっていうところで、来年度に向けて予算を要求しているというところでもございました。

なお、国は1台当たり17万5000円まで補助するといっております、一覧はまだ出ていないのですが、センサー式の方が高額で装置本体が12,3万円ぐらい、設置費用が6万ぐらいとも言われております。ブザーの方は本体が6万ぐらいと言われており予算的に言うとブザーの方が事業者の負担は少ないかと思うんですけども、やはり実際に運用するってなったときに先ほど次長から説明あったようにですね、実際に運用するときに運転手が毎回何かブザーをやるよりはセンサーとかで感知してもらった方が負担も少ないのかなって個人的には思います。

澤口委員

今おっしゃったように国はいろいろ考えているんだろうとおもうけれども、ただ私は八戸としてやはり助成するのはね、もちろんいいことだと思いますし、運営する施設としても当然そういう資本がね、確保されれば安心して取り組めると思う。

ただ私はそれをやっぱり監査する立場がもっと厳しくしなきゃいけないっていうのは今、全国的に不適當保育とかっていうところまでね話が出てきて、それこそ何年か前までをさかのぼって調査しろっていう声まで出てきている。そういう中で実際にどういう事件に結びつくようなことが起こってるのかとかそういうのもなんかもうちょっと把握できないもんかなっていうのは私もやっぱり保育園の理事長としていつでもそれは考えてます。

やはりこういうことは何か別の方法ないのかっていうのもあるしね、当然その他、管理義務違反ってことになってくるでしょ。だから運転者の研修はもっと厳しくしなきゃいけないとか、何かそういうところからでもね、やっぱり啓蒙していく方法っていうのを、せつかく障がいの部署の方がこれだけのことを言ってんだったら児童の方はどうなのってこども未来課の方は私はこの共通のアイデアっていうものがもっと出てきたらいいなと思います。

工藤次長

こども未来課についてもですね、障がいと同様に制度的には同じタイミングで条例改正をしていくという形にはなります。

これについては①は「させることができる」となっていますが、②、③は「ならないものとする」となっておりますので、これに関しては今後厳しく監査していく方向になるのかと思います。

澤口委員

行政としてこういう補助金を出しますよね。だからこういうふうな縛りがありますからって納得してもらわないと、やっぱり義務として、当然我々もその権利をちゃんと遂行するためにはそういうことがあるからお互い様ですね、支え合う意味での福祉なわけだから、私はもっと行政の方が細かい指導をされるときはつらいけど、だけどしていただいて、いやこれはこういう意味ですよ、だからこうなるでしょっていう、お互いこうしましょうに持っていかなきゃいけない、やはり今の町井さん言ったみたい本当にこう連携する対策をとっていかないともったいないですよお金が。実際に働く職員たちにしてもどういう教育を受けたかっていうと意外と研修を受けてないですよ。

八戸に 60 何ヶ所保育園ありますし、こども園や幼稚園をいれれば結構な数になるけれども、でもやっぱり現場はどうですかってさっき意見もあったけど、現場の職員はこういう研修を受けたことありませんというほうが多いと思いますよ、ましてこの3年間。だからそこを今、令和5年度に

どの程度回復させるかっていうのが課題かなっていうふうに、これ読みながら思いました。

間山専門
分科会長 ありがとうございます。その他、皆さんの方からご質問ご意見ございませんでしょうか。

川村委員 ブザーもセンサーもいいんですけどやはり機械に頼るっていうことになる、誤作動があれば、多分オフにしたりとか何かできるかもしれませんが何か嫌な予感がしますので、やはりそれがあっても必ず点検が必要だと思ふし、あと送迎車両はバンが多いといいましたけれど、障がい児ですよ、障がい児の施設に行くのは、養護学校の帰りを見てみるといいと思うんですけども、ほとんどが放課後児童で行くので家にまっすぐ帰る人はほとんどいません。

 そのところが渋谷ですかっていうぐらい車だらけなんですね、その送迎の小っちゃいのから大きいのものまで車がびっしりです。事故とかも起きたことがあったり、そもそも、そこに子どもを乗せて次の子ども連れに行つて1人でやって、あと飛び出したとかいろんなことがある中で今そういう状況で、それに1個ずつブザーを付けてとかって考えただけでぞつとします。

 まず予算がついたのでいいんですけど、そこらの辺りはもう本当にあの人的なことの小っちゃなミスなんですよ、おそらくそんなの当たり前6人くらいから5番目で6人目で動いたみたいになるのがね当たり前だったりするんですけど、それがどこかで抜けて今日見なかった日に限つて死んだりとかみたいなことが起きたんだと思いますのでそこら辺は機械、機械って頼らないで、ぜひとも研修なり、誰でも大丈夫だと思うけど、よろしくお願ひしたいと思います。

 本当に福祉バスの運転手さんなんかもすごいですよね。子のバッジが落ちてましたとかまで見てくれたりとかするから、そういう意識では、変ですけど送迎の方はあくまでもそういう運転を専門にしてるわけじゃないのでね、兼務でいろいろな仕事してて、疲れてたりとかされていろいろなこともあるので、あと、ものすごいスピードとか出したりもしますけどもね。

 高齢者もそうだけど夕方の薄暗いときとかに帰つたりすると雪だとか何とかっていうと早く行って降ろしちゃえみたいになって、親もいなかったりとかいろんなことが重なるんですよ。だから、そこら辺のところをまずつけるときとかにお話できるのであれば、2年ぐらいあるのであれば何とか変なことが起きないようによろしくお願ひします。

間山専門
分科会長 はい、いろいろ貴重なご意見をよろしくお願ひいたします。他にご意見等ございませんか。

委員 <意見なし>

間山分科 それでは、「(4) 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び
会長 運営に関する基準等を定める条例の一部改正について」はご了承いただいたものとして取り計らいます。

本日の議事は終了いたしました。が、案件以外で委員の皆様からご意見・御質問等がございますか。

<川村委員から預かった資料の写しを委員へ配付>

川村委員 ただいま配付した資料についてなんですけれども、先般、新聞等で話題になっていたと思いますけれども、北海道の方でグループホームに入居している夫婦で結婚するとかっていう場合に、避妊とか、ここにパイプカットってはっきり書いてありますけれども、そういうふうに処置を受けた上での結婚とか同居ってような話があって、今私達のところでも事業所それから本人それから家族に対して共同通信の方からアンケートが来ておまして少し大きな記事になると思います。

八戸にはそういうところは無いて思っているんですけれども、まず北海道で明らかになっただけでここだけじゃなかろうかっていうふうに、例えばここまでやってなくても言葉でとか、だからこのところと障がい者同士の結婚がいかに大変かっていうようなところを見ながら、これはうちの育成会で声明を出したもので、いろんなどころから声明は出てますけれども見て、これがどうどういうふうになっていくかっていうあたり、今年あたりちょっと出ると思いますので見てください。

もう一つは、障がい者の一般就労のところ、ある一定以上の大きな会社は、障がい者を雇用しなければ罰則規定があり、それがもっと厳しくなっていくっていったときに、会社によっては障がい者に与える仕事がないみたいなことを言いますけれど、合理的配慮とか何かいろんなこと言われるんだけど、例えばトイレから直さなきゃならないとか、誰かがくっついて少し教えなきゃならないとか、時間を短めにとかみたいようないろんなことをしなければならぬ。

そうすると、なかなか会社が大変だよっていうときにここに隙間産業みたいのが現れてその会社に働いてるという体を取りながら野菜を作っていたりですね、お金はちゃんと10万とか給料は出してます、その野菜は売るとかでもなく職員食堂でちょっと使ったりとか、あるいは職員に差し上げたりとか、あとその障害の家族が食べるのに持って帰ったりとかってようなことで、まずあの一般就労する方たちは私達の障がいの中でもまず上の方というか軽度の人たちなんですね。

精神とか軽度の障がい人が多いのでそういう人たちも年金プラス10万円とかいただければいいなって思って入ってくる人もいれば、親もで

すよってそれで雇用率を買ってるといような形に、ちょっとあまりにも多いので明らかになってますので、これも共同通信の記事ですけども、これからも出てくる話だと思しますので、皆さんどうぞ見てください。

例えば、どこかの会社がこんなに雇ってるとかかっていうと、障がい者も働いてて素敵って思うかもしれませんが、その実態はどういうふうになっているかということに目を向けていただきたいと思ひます。

ここの中にも書いてますが、ある一定のレベルの人はトマトに水やってあとは寝てたよとかね、それがでも一般就労っていう一般企業で働くことなのかとか、働くってお金だけなのかとかいろいろな問題がありますので、まず少し家帰ったら眺めていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

間山専門
分科会長

ありがとうございました。それでは、貴重な資料も頂戴しましたけれども本日の議事はこれで終了となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思ひます。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。今年度の当専門分科会は、臨時の案件がない限り、今回が最後となりますが、3月17日（金）に予定されております「令和4年度第2回八戸市健康福祉審議会」におきまして、今年度の当専門分科会の開催状況について報告する予定となっております。

審議会の開催につきましては、後日、事務局の福祉政策課からご案内があると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして、令和4年度第2回八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会を閉会いたします。皆様大変お疲れ様でした。